

平成 30 年 (2018 年) 10 月 23 日

会 員 各 位

(公・社) 兵庫県臨床検査技師会  
会 長 真田 浩一

**【重要】医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省  
関係省令の整備に関する  
書類のひな形提供について (お知らせ)**

平素より本会の諸活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が平成 30 年 7 月 27 日に公布され、同年 12 月 1 日より施行されることとなりました。改正の趣旨及び主な内容は、当会本ホームページ新着情報 (2018.8.16 付) でも掲載しています。

これに伴い一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 (日臨技) は改正医療法等の施行に向けて、新たに設けられる精度管理の基準に医療機関の検査室が対応できるよう支援するため、医療機関に作成が義務付けられる標準作業書などの書類のひな形を作成し公開していますのでお知らせいたします。

詳細に関しては日臨技ホームページ ( <http://www.jamt.or.jp/> ) をご覧下さい。

なお、不明な点等については直接日臨技へお問合せ願います。